

詐欺的サクラサイトのトラブル

詐欺的サクラサイト商法とは、業者に依頼された人物(サクラ)が様々なキャラクターに扮して、消費者の気持ちを利用し、特定のサイト等に誘導、有料メール等を利用させることで、継続して支払をさせる手口です。サクラには異性や芸能人、余命幾ばくもないお金持ちなど様々なキャラクターがあり、手口も巧妙化し、相談が後を絶ちません。

SNSに関するトラブル

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)とは…インターネット上の会員制交流サイト。会員同士でメッセージを交換したり、趣味仲間(サークルメンバー)を募集したりすることができます。入会時に会員の紹介が必要な場合もあります。

事例 Case

SNSサイトで好きなタレントのページにリンクをはっていた。すると、そのマネージャーを名乗る人物からメールがあり、「タレントが精神的に疲れているので相談にのってほしい。」という内容だった。メールを返信すると、別サイトに誘導された。有料メールで使った費用はマネージャーが負担すると言われ、数十万円分のポイントを購入し、タレントとのやりとりを続けた。しかし、結局は料金はもらえず、高額な請求だけがきた。



アドバイス Advice

知らない相手を安易に信用しない
SNSを通してこのようなメールを受け取ったという情報が多く寄せられています。同情心や興味本位で連絡を取ってしまいがちですが、多くの場合、相手の言っていることが本当かどうかの確認は困難です。インターネットで知り合った顔の見えない相手を安易に信用するのはやめましょう。

ポイント Point

「会いたい・悩みを聞いて・お金をあげる」は信用しない!

出会い系サイトに関するトラブル

出会い系サイトとは…友達や恋人の募集、サークルの勧誘等を行うウェブサイトの総称。「完全無料」をうたうサイトも存在。これを悪用したトラブルが絶えません。

事例 Case

出出会い系サイトで知り合った女性と指定されたサイトでやり取りをしていると、利用額がいつの間にか5万円を超えていた。しかし、会う前日になって「体調が悪くなった。」とのことで、予定していた日には会えなかった。その後も会えると思い、有料メールでやり取りを続けるうちに、利用金額は20万円に…。しかも彼女とも会えていない。サクラだったのだろうか?



アドバイス Advice

「サクラ」の証明は極めて困難

有料メールを頻繁に交換するよう巧みに誘導され、サイトに高額な利用料金を支払ってしまっても、それがサクラである立証は難しく、支払った利用料金の返金を求めるることは簡単ではありません。

ポイント Point

軽はずみに出会い系サイトを利用しない!

架空請求

電子メールやハガキ、封書等様々な手法で、架空の請求書を送りつける詐欺行為。請求の内容としては有料サイトの利用料の未払いを口実にしたものが多く、「運営業者等から委託を受けた」とか「法務大臣・裁判所」等の名称を出すなど、請求パターンは多岐に渡り、巧妙化しています。

事例 Case

見 知らぬ団体名で「サイトの利用料金の未払い金がある。本日中に入金しなければ訴訟手続きに入る。至急連絡するように。」とメールが届いた。身に覚えがないので、連絡先に問い合わせ、聞かれるままに住所や名前、連絡先を伝えたところ、その後頻繁にハガキや電話での請求がくるようになった。

アドバイス Advice

絶対に自分から連絡してはいけない

「訴訟する。」「財産を差し押さえる。」などと不安を駆り立てる文面で根拠のない請求をする「架空請求」。ランダムにメールアドレスを作成して無差別に送信したり、何らかの手段で入手した個人情報を元にハガキなどで請求するなど、手段は様々です。身に覚えがなくても、「もしかして以前利用したあのサイトかも…」と思わせ、連絡させることにより個人情報を聞き出す手口です。個人情報が知られてしまうと請求がエスカレートします。絶対に連絡してはいけません。ただし、本当の裁判所から「特別送達」により支払督促が送付されてきたときは、無視してはいけません。指定期限内に異議の申立て等の手続きを行ってください。



ポイント Point

身に覚えのない請求は、とにかく無視すること！

不当請求

メールにあったアドレスをクリックしたり、ウェブサイトで「年齢確認」ボタンをクリックすると、突然請求画面にジャンプしたりといった手口で、本来の契約内容とは異なる請求を一方的に行う行為を不当請求といいます。

事例 Case

ア ダルトサイトの「〇〇を見る」と書かれた項目をクリックしたところ、「入会ありがとうございました。3日以内に〇万円をお支払いください。」という表示が出てきた。事前に「その項目をクリックすると入会したことになる。」旨の説明が一切なかったので、びっくりした。このような請求は納得できない。

アドバイス Advice

そもそも契約は成立していない

インターネット上の契約は、事業者側が契約内容の確認画面を設けることを義務づけています。サイトにアクセスしただけや、登録前に契約の内容が分からず確認の画面が設けられていない場合は、契約の成立は認められないので、支払う必要はありません。仮に画面上にIPアドレス等の情報が表示されても、それによってアクセス者が特定されたり、他の重要な個人情報が漏れることはあります。業者に連絡をとるなどして不用意に個人情報を知られれば、かえって危険が広がります。絶対にやめましょう。

(なお、スマートフォン用アプリには、個人情報を抜き取るための不正アプリも混在しています。ダウンロードに当たっては、十分注意してください。)



ポイント Point

不当な請求には決して応じない！